

さんきょう年金定期預金「あんしん500」

令和7年4月1日現在適用中

1. 商品名	さんきょう年金あんしん定期預金（スーパー定期預金） 愛称：あんしん500
2. 取扱対象	(1)当金庫の口座で公的年金・公的手当を受取られている個人 (2)新たに公的年金・公的手当を受給される方で、当金庫の口座を受取口座に指定していただいた個人 ※公的年金・公的手当の種類については下記12.をご覧ください ※年金等を受取られている口座のある店舗のみでのお取扱となります。
3. 預入期間等	1年 元金自動継続式 ※満期ご継続時に、年金等を直近の給付日に当金庫で受け取られていない場合、本商品のご継続はできません。
4. (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (3)預入限度	一括預入 100円以上 1円単位 一人あたり500万円まで（複数店舗でのお取扱はできません）
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻しします
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	○ご契約時のスーパー定期預金1年ものの店頭表示金利に0.10%上乗せし、満期日まで適用します。 ○ご継続後の上乗せ利率につきましてはご継続時に別途定めるものとします。 期日以降に一括して支払います 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算
7. 税金	利息には20%の（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ただし、令和19年12月31日までにお支払いする利息には復興特別所得税が加算されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただしマル優をご利用の場合は税金はかかりません）
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	障がい者等（障がい年金・遺族年金・寡婦年金の受給者等）の方はマル優の取扱ができます。
10. 中途解約時の取扱	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します 預入期間が6か月未満の場合：解約日における普通預金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合：約定利率×50% ※約定利率：契約時または継続時の適用利率。
11. 取扱期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

12. 公的年金・ 公的手当の 種類	(1) 公的年金の種類：国民の加入義務のある年金 「国民年金」「厚生年金（船員保険を含む）」「共済年金」 ※「障害年金」「遺族年金」「寡婦年金」等は上記各年金に含まれます。 ※年金基金、確定拠出年金、確定給付年金、企業年金、保険会社の個人年金・年金保険、など任意加入の私的年金は、公的年金を補完するものであっても、上記公的年金を伴わない単独のお受け取りではお取扱いの対象となりません。 (2) 公的手当の種類：法律に基づき支給されているもの 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に基づく児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当（昭和 61 年 3 月 31 日以前の福祉手当を含む。） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に基づく医療特別手当、特別手当、健康管理手当又は保健手当
13. 苦情処理措 置、紛争解決 措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9:00～17:00）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間 9:00～17:00）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. その他	(1) 総合口座でのお取扱いができます。(2) 預金保険制度の付保対象預金です 預金保険によって、当金庫の他の対象預金口座と合わせて、おひとりあたり元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。

さんきょう福祉定期預金「あんしん350Ⅱ」

令和7年4月1日現在適用中

1. 商品名	さんきょう福祉あんしん定期預金（スーパー定期預金） 愛称：あんしん350Ⅱ
2. 取扱対象	障がい者等のマル優制度対象者（障がい者手帳を交付されている方、遺族年金・寡婦年金・児童扶養手当等を受給されている方）※詳細は別表参照 ※取扱対象者であることを確認できる書類を提示していただきます。
3. 預入期間等	1年 元金自動継続式 ※お利息の入金口座が必要です ※原則として、ご継続時にも上記取扱対象者であることを確認できる書類を提示していただきます。ご継続時に対象者でなくなった場合は本商品のご継続はできません。
4. (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度	一括預入 100円以上 1円単位 一人あたり350万円まで（複数店舗でのお取扱いはできません）
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	ご契約時のスーパー定期預金1年ものの店頭表示金利に0.20%上乗せし、満期日まで適用します。ご継続後の上乗せ利率につきましてはご継続時に別途定めるものとします。 満期日以降に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算
7. 税金	利息には20%の（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、令和19年12月31日までに支払う利息には復興特別所得税が加算されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただしマル優をご利用の場合は税金はかかりません）
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	マル優の取扱ができます。
10. 中途解約時の 取扱	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します 預入期間が6か月未満の場合：解約日における普通預金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合：約定利率×50% ※約定利率 契約時または継続時の適用利率
11. 取扱期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

12. 苦情処理措置、紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9:00～17:00）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03—3595—8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センター又は全国しんきん相談所（03-3517-5825 受付時間 9:00～17:00）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他	・ 総合口座での取扱いができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です 預金保険によって他の当金庫の対象預金商品と合わせて、おひとりあたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。

あんしん 350Ⅱ取扱対象・確認書類一覧表

(障がい者)

対象となる方	ご提示いただく書類
1. 身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳（都道府県知事等）
2. 療育手帳の交付を受けている方	療育手帳（都道府県知事等） 〔注〕東京都では「愛の手帳」、名古屋市では「愛護手帳」の名称を使用。
3. 戦傷病者手帳の交付を受けている方	戦傷病者手帳（厚生労働大臣）
4. 国民年金法に基づく ○障害基礎年金を受給されている方 ○障害年金を受給されている方	国民年金証書（社会保険庁長官）
5. 厚生年金保険法に基づく ○障害厚生年金を受給されている方 ○障害年金を受給されている方 〔注〕旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額の計算の対象者とされている障害の状態にある子を含みます。	厚生年金保険年金証書（社会保険庁長官） 〔注〕旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額の計算の対象者とされている障害の状態にある子については、代わりに、この子が旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額の計算の対象とされている旨および障害の状態にある旨が記載された母の年金裁定通知書が必要です。
6. 日本製鉄八幡共済組合が支給する ○障害年金を受給されている方 ○業務傷病年金（廃疾年金）を受給されている方 ○公傷年金を受給されている方	年金証書、年金を支給している旨の証明書（日本製鉄八幡共済組合）のいずれか
7. 船員保険法に基づく ○障害年金を受給されている方	船員保険年金証書（社会保険庁長官）
8. 国家公務員共済組合連合会、各地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、旧農林漁業団体職員共済組合が支給する ○障害共済年金を受給されている方 ○障害年金（船員障害年金、廃疾年金）を受給されている方 ○公務傷病年金を受給されている方	年金証書（〇〇共済組合理事長等）
9. 地方議会議員共済会が支給する ○公務傷病年金を受給されている方 ○特例公務傷病年金を受給されている方	年金証書（〇〇共済会会長）
10. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく ○障害を給付事由とする年金を受給されている方	年金証書、恩給証書（県知事等）のいずれか
11. 国会議員互助年金法に基づく ○公務傷病年金を受給されている方	国会議員互助年金証書（恩給局長）
12. 恩給法、執行官法に基づく ○増加恩給を受給されている方 ○傷病年金を受給されている方 ○特例傷病恩給を受給されている方	恩給証書（恩給局長）
13. 労働者災害補償保険法に基づく ○傷病補償年分を受給されている方 ○障害補償年金を受給されている方 ○障害年金を受給されている方 ○傷病年金を受給されている方	労働者災害補償保険年金証書（労働基準監督署長）
14. 国家公務員災害補償法、防衛省の職員の給与等に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、裁判官の災害補償に関する法律、裁判所職員臨時措置法、国会議員の歳費・旅費及び手当等に関する法律	国家公務員災害補償年金証書（実施機関の長）

対象となる方	ご提示いただく書類
る法律、国会職員法に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	
15. 国会議員の秘書の給料等に関する法律に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	国会議員秘書災害補償年金証書(実施機関の長)
16. 地方公務員災害補償法、非常勤の地方公務員に係る補償の制度(条例)に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	地方公務員災害補償年金証書(地方公務員災害補償基金、実施機関)
17. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償年金証書(教育委員会)
18. 消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	消防団員等公務災害補償年金証書(市町村長、東京消防庁消防長)
19. 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び条例に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	協力援助者年金証書(警察局長等)
20. 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	海上保安官に協力援助した者等の災害給付年金証書(海上保安本部長)
21. 証人等の被害についての給付に関する法律に基づく ☐ 傷病補償年金を受給されている方 ☐ 障害補償年金を受給されている方	年金証書(法務大臣)
22. 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく ① 障害補償費を受給されている方 〔注〕第1種地域の被認定者で、市から支給される障害補償費に相当する給付を受給されている方を含む。 ② 水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者	① 障害補償費の支給決定通知書【都道府県知事等】〔注〕 〔注〕 障害補償費に相当する給付を受給されている方については、当該給付の支給決定通知書(市長) ② 水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の認定をした旨を証する書類(都道府県知事等)
23. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく ☐ 障害年金を受給されている方	障害年金支給決定通知書(独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長)
24. 予防接種法に基づく ☐ 障害年金を受給されている方	障害年金証書(市長村長……予防接種被害者健康手帳と同一冊子)
25. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく ☐ 障害者年金を受給されている方	障害年金証書(厚生労働大臣)
26. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく ☐ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当を受給されている方	医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書、保健手当証書(都道府県知事、広島市長、長崎市長)のいずれか

対象となる方	ご提示いただく書類
27. 毒ガス等の影響によりガス障害にり患している者として健康管理手当、保健手当、特別手当、医療手当を受給している方	健康管理手当証書、保健手当証書、特別手当証書（広島県知事、国家公務員共済組合連合会理事長）のいずれか
28. ハンセン病療養所の入所者	療養所長の証明書（施設長）
29. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく ○障害児福祉手当を受給されている方 ○特別障害者手当を受給されている方 ○福祉手当を受給されている方	障害児福祉手当認定通知書、特別障害者手当認定通知書、福祉手当認定通知書（福祉事務所長等）のいずれか
30. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳（都道府県知事）
31. 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づく ○障害年金を受給されている方	障害年金に係る年金証書

（その他）

対 象 者	確 認 書 類
1. 国民年金法に基づく ○遺族基礎年金を受給されている方（妻） ○寡婦年金を受給されている方 ○母子年金を受給されている方 ○準母子年金を受給されている方（妻）	国民年金証書（社会保険庁長官）および妻であることを証する書類 〔注〕寡婦年金を受給されている方および母子年金を受給されている方については、妻であることを証する書類は不要です。
2. 厚生年金保険法に基づく ○遺族厚生年金を受給されている方（妻） ○寡婦年金を受給されている方 ○遺族年金を受給されている方（妻） ○特例遺族年金を受給されている方（妻） ○通算遺族年金を受給されている方（妻）	厚生年金保険年金証書（社会保険庁長官）および妻であることを証する書類 〔注〕寡婦年金を受給されている方については、妻であることを証する書類は不要です。
3. 日本製鉄八幡共済組合が支給する ○遺族年金を受給されている方（妻） ○寡婦年金を受給されている方 ○業務死亡年金を受給されている方（妻） ○障害遺族年金を受給されている方（妻）	年金証書、年金を支給している旨の証明書（日本製鉄八幡共済組合）のいずれか および妻であることを証する書類 〔注〕寡婦年金を受給されている方については、妻であることを証する書類は不要です。
4. 船員保険法に基づく ○遺族年金を受給されている方（妻） ○寡婦年金を受給されている方 ○特例遺族年金を受給されている方（妻） ○通算遺族年金を受給されている方（妻）	船員保険年金証書（社会保険庁長官）および妻であることを証する書類 〔注〕寡婦年金を受給されている方については、妻であることを証する書類は不要です。
5. 国家公務員等共済組合連合会、各地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合が支給する ○遺族共済年金を受給されている方（妻） ○遺族年金（船員遺族年金）を受給されている方（妻） ○通算遺族年金（船員通算遺族年金）を受給されている方（妻） ○特例遺族年金を受給されている方（妻） ○障害遺族年金を受給されている方（妻） ○殉職年金を受給されている方（妻）	年金証書（〇〇共済組合理事長等）および妻であることを証する書類

対 象 者	確 認 書 類
6. 地方議会議員共済会が支給する ○遺族年金を受給されている方(妻) ○特例遺族年金を受給されている方(妻)	年金証書(〇〇共済会会長) および妻であることを証する書類 〔注〕「市議会議員共済会」、「町村議会議員共済会」の発行する証書には、続柄の記載のあるものがあります。
7. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく ○死亡を給付事由とする年金を受給されている方(妻)	年金証書、恩給証書(県知事等)のいずれか および妻であることを証する書類
8. 国会議員互助年金法に基づく ○遺族扶助年金を受給されている方(妻)	国会議員互助年金証書(恩給局長) および妻であることを証する書類
9. 恩給法に基づく ○普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料を受給されている方(妻) ○傷病者遺族特別年金を受給されている方(妻)	恩給証書(恩給局長) および妻であることを証する書類 〔注〕当該証書には、「続柄」の記載のあるものがあります。
10. 労働者災害補償保険法に基づく ○遺族補償年金を受給されている方(妻) ○遺族年金を受給されている方(妻)	労働者災害補償保険年金証書(労働基準監督署長) および妻であることを証する書類
11. 国家公務員災害補償法、防衛省の職員の給与等に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、裁判官の災害補償に関する法律、裁判所職員臨時措置法、国会議員の歳費・旅費及び手当等に関する法律、国会職員法に基づく ○遺族補償年金を受給されている方(妻)	国家公務員災害補償年金証書(実施機関の長) および妻であることを証する書類
12. 国会議員の秘書の給料等に関する法律に基づく ○遺族補償年金を受給されている方(妻)	国会議員秘書災害補償年金証書(実施機関の長) および妻であることを証する書類
13. 地方公務員災害補償法、非常勤の地方公務員に係る補償の制度(条例)に基づく ○遺族補償年金を受給されている方(妻)	地方公務員災害補償年金証書(地方公務員災害補償基金、実施機関) および妻であることを証する書類
14. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく ○遺族補償年金を受給されている方(妻)	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償年金証書(教育委員会) および妻であることを証する書類
15. 消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法に基づく ○遺族補償年金を受給されている方(妻)	消防団員等公務災害補償年金証書(市長町長、東京消防庁消防長) および妻であることを証する書類
16. 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び条例に基づく ○遺族給付年金を受給されている方(妻)	協力援助者年金証書(警察局長等)および妻であることを証する書類
17. 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律に基づく ○遺族給付年金を受給されている方(妻)	海上保安官に協力援助した者等の災害給付年金証書(海上保安本部長) および妻であることを証する書類
18. 証人等の被害についての給付に関する法律に基づく ○遺族給付年金を受給されている方(妻)	年金証書(法務大臣) および妻であることを証する書類
19. 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく ①遺族補償費を受給されている方(妻) (注) 第1種地域の被認定者で、市から支給される遺族補償費に相当する給付を受給されている方(妻)を含む。 ②水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者の遺族	①遺族補償費の支給決定通知書(都道府県知事等)(注) および妻であることを証する書類 〔注〕遺族補償費に相当する給付を受給されている方については、当該給付の支給決定通知書(市長) ②水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の認定をした旨を証する書類(都道府県知事等) および妻であることを証する書類

対 象 者	確 認 書 類
20. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく ○遺族年金を受給されている方(妻)	遺族年金支給決定通知書(独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長) および妻であることを証する書類
21. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく ○遺族年金を受給されている方(妻) ○遺族給与金を受給されている方(妻)	遺族年金証書、遺族給与金証書(厚生大臣)のいずれか および妻であることを証する書類
22. 児童扶養手当法に基づく ○児童扶養手当を受給されている方(児童の母)	児童扶養手当証書(都道府県知事) および母であることを証する書類
23. 予防接種法に基づく ○遺族年金を受給されている方(妻)	遺族年金証書(市町村長…予防接種被害者健康手帳と同一冊子) および妻であることを証する書類
24. 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の 救済等に関する特別措置法に基づく ○遺族年金を受給されている方(妻)	遺族年金証書 および妻であることを証する書類